

令和7年阿南市議会3月定例会追加報告目録

報告第3号 和解に係る専決処分の報告について

報告第3号

和解に係る専決処分の報告について

和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月12日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記

専決第3号

専 決 処 分 書

市が被った損害の賠償に関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和7年3月5日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 和解の相手方 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号
株式会社富士通ゼネラル
- 2 事案の概要 平成25年度に実施した「消防救急デジタル無線設備工事」の入札に係る相手方の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為の損害賠償について、和解の協議が整ったので、これに応ずるものである。
- 3 和解の内容
 - (1) 相手方は、阿南市に対し、本件の損害賠償として、金1,892万1,000円の支払義務があることを認める。
 - (2) 相手方は、(1)の損害賠償金全額を令和7年4月30日までに支払う。支払いに要する費用は、相手方が負担する。
 - (3) 阿南市及び相手方は、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。